

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊交企第57号

令和7年2月26日

「安全運転管理者等事務処理要領」の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年制令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年總理府令第60号。以下「府令」という。）及び熊本県道路交通法施行規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任等の届出については、令和7年4月1日より別添「安全運転管理者等事務処理要領」のとおり運用することとしたので、各所属にあっては、適正な事務処理に努められたい。

別添

安全運転管理者等事務処理要領

第1 目的

この要領は、法、府令及び規則に基づく届出を処理・管理するために必要な事項を定めることにより、安全運転管理者制度の適正な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

1 安全運転管理者

法第74条の3第1項の規定により自動車の使用者から選任された者をいう。

2 副安全運転管理者

法第74条の3第4項の規定により自動車の使用者から選任された者をいう。

3 安全運転管理者等・自動車運転代行業管理システム

熊本県警察統合OA上で運用される安全運転管理者等・自動車運転代行業者を管理するシステム（以下「管理システム」という。）をいう。

4 管轄警察署長

自動車の使用者が管理する自動車の本拠地を管轄する警察署長をいう。

5 任意選任

法第74条の3第1項又は法第74条の3第4項に規定する安全運転管理者等の選任義務はないものの、事業所等における安全運転管理を行う者として自動車の使用者から任意に安全運転管理者等として選任され、届出がなされたものをいう。

第3 届出の取扱い要領

1 届出に対する適切な対応

安全運転管理者等の選任又は解任の届出は、規則第17条第1項、同第2項及び同第3項に規定する書類（以下「届出書類等」という。）を自動車の使用的本拠地を管轄する警察署長を経由し、公安委員会へ届け出こととされているので、届出を受けた警察署は法令等に基づき適切に対応すること。

また、いわゆる転任や退職等を理由とした安全運転管理者等の交代、既に届け出ている記載事項の変更及び事業所の閉鎖や管理する自動車の台数減少等に伴う解任などの届出についても、選任又は解任の届出に準じて取り扱うこと。

この場合であっても、届出者は、規則に定められた以外の書類の提出義務はないので、必要があれば口頭等で確認をするなどして、安易に書類等の再提出を求めることがないようにすること。

2 届出受理の流れ

具体的な届出受理については、下表のとおりである。

区分	選 任	解任	記載事項変更
届出書類	安全運転管理者は、別表1 副安全運転管理者は、別表2 のとおり	規則第17条第1項 に規定する届出書	規則第17条第1項 に規定する届出書
届出書の受理	・法に定める選任基準を満たしているか ・法に定める安全運転管理者等の資格要件を具備しているか ・届出日は選任した日から15日以内か を確認すること	・法に定める選任基準を満たしていないか ・届出日は解任した日から15日以内か ・解任事由 を確認すること	管理システムで現在の届出状況を確認すること
受理後の措置	届出書類をスキャナーで取り込んだ上、電子決裁システムで速やかに交通企画課長に 送付すること なお、提出を受けた届出書類は紛失に注意するとともに、交通企画課企画係宛てに 通常で送付すること		
登録	送付を受けた交通企画課長は、届出内容に基づき管理システムに登録を行うこと		

3 警察署窓口での受理時における注意事項等

(1) 届出書類等の記載事項の確認

届出受理時には、届出書類等の記載事項に不備がないことや必要な書類が添付されていることを確認するとともに、明らかな誤字や脱字については、面前で訂正を求ること。

なお、届出書類等を受理後に明らかな誤字や軽微な不備が判明した場合であっても、届出者に電話等で確認するなどし、安易に再来署を求めたり届出書類等の再提出を求めることがないように配慮すること。

(2) 安全運転管理者等の住所が遠隔地等の場合

安全運転管理者等の住所が事業所と著しく遠隔地である場合等は、適切な安全運転管理業務の履行に疑義が生じる場合があることから、届出受理の際は、勤務形態や通勤状況等を口頭で確認すること。

(3) 資格認定申請書の取扱い

安全運転管理者の資格要件のうち、規則第9条の9第1項第2号の規定に

基づく自動車の運転の管理に関する能力に係る公安委員会の認定を受けようとする者は、資格認定申請書（規則別記様式第16号）を提出し、認定後、安全運転管理者認定書（規則別記様式第18号）の交付を受け、届出書類等としてその写しを添付することとされているところ、届出者の利便性等を考慮し、選任の届出時に資格認定申請書の提出を求め、その記載内容から法で定める安全運転管理者の資格要件と同等の能力があると明らかに認められる場合には、安全運転管理者の選任手続きを行うことができるものとする。

その後、交通企画課において「安全運転管理者認定書」（規則別記様式第18号）を作成し、受理警察署へ送付するので、届出者へ交付すること。

4 届出受理時の教示

安全運転管理者等として選任された者は、法第74条の3第2項、第3項の規定により安全運転管理業務を行わなければならないため、その業務の重要性を確実に教示すること。

また、安全運転管理者等に対する法第108条の2第1項第1号に掲げる講習（いわゆる法定講習）を行う通知を受けたときは、自動車の使用者は、法第74条の3第9項に基づき、選任した安全運転管理者等に当該講習を受講させる義務が生じるので、その旨を確実に教示すること。

第4 任意選任届出の取扱い

1 届出の受理

管轄警察署長は、安全運転管理等の選任義務のない自動車の使用者から、事業所等における安全運転管理者等として任意選任した旨の届出があったときは、法で定められた資格要件の如何を問わず受理すること。

この場合、規則第17条第1項に規定する届出書のみで受理することを可能とし、規則第17条第2項の各号に規定する書類の提出は任意とする。

2 法定講習の受講

任意選任された安全運転管理者等は、前記安全運転管理者等に対する法第108条の2第1項第1号に掲げる講習の受講義務はないので、誤りのないようにすること。

第5 公安委員会による解任命令等

公安委員会は、法の規定により自動車の使用者等に対し、報告または資料の提出要求（法第75条の2の2第1項）、是正措置命令（法第74条の3第8項）及び解任命令（法第74条の3第6項）をすることができる。

よって、安全運転管理者等を選任している事業所の従業員等が、業務中の運

転行為により過労運転や飲酒運転等の悪質重大な交通違反で検挙された場合や、死亡事故等の重大交通事故を惹起させた場合には、交通企画課へ速報すること。